



福祉情報

新社会福祉法人新会計基準の改正について



● 新会計基準作成の背景目的

現行の社会福祉法人会計基準は、同じ社会福祉事業であっても病院、介護老人保健施設、授産施設などのようにそれぞれ会計基準が異なるごとに別々の計算書類を作成する必要がありました。しかし改正後は別々の会計基準の適用を一切廃止し、全ての施設が同じ会計基準により財務諸表を作成するという会計基準へ移行することとなりました。

これにより、公的資金・寄付金等を受け入れている社会福祉法人の経営実態をより正確に反映した形で事業活動のより一層の透明化を図ることができるようになります。

新会計基準と現行会計基準との主な相違点

- 従来は社会福祉、公益、収益と事業別に会計単位があったところ、法人で一本の会計単位とした。
- 法人内の会計を社会福祉、公益、収益の事業に分けたうえで、それぞれの施設区分に分け施設区分をさらにサービス区分に分けてそれぞれに会計処理を行う。
- 財務三表は法人全体だけでなく、事業区分ごと、拠点区分ごと単位にも作成する。
- 1年基準、時価会計、リース会計を導入する。

新会計基準への移行の流れ

それぞれの社会福祉法人において、移行に向けて事務体制が整い、実施が可能となった法人は、平成24年度決算から移行できるものとされています。



すべての法人の移行時期は平成27年3月末（26年度決算）までです。

(文責:元尾拓磨)

